

個人情報ファイル簿

整理番号	30-2	
個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、奈良警察署、奈良西警察署、生駒警察署、郡山警察署、西和警察署、天理警察署、桜井警察署、橿原警察署、高田警察署、香芝警察署、五條警察署、吉野警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
個人情報ファイルの記録される項目（記録項目）	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 公告の有無、8 公告年月日、9 取扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13 届出者続柄、14 届出者氏名、15 拾得者権利区分、16 拾得者氏名等告知同意区分、17 施設占有者整理番号、18 施設占有者名称・所在地・連絡先、19 施設占有者交付受理日時、20 施設占有者権利区分、21 施設占有者氏名等告知同意区分、22 警察からの返還連絡、23 物件（現金・物品）、24 保管場所区分、25 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26 移送先警察署、27 移送年月日、28 保管委託年月日、29 保管委託先氏名（名称）・住所・連絡先、30 鑑査依頼年月日、31 埋蔵文化財認定年月日、32 任意提出年月日、33 還付年月日、34 遺失者連絡状況、35 遺失者判明年月日、36 遺失者連絡日時、37 遺失者連絡方法、38 遺失届受理番号、39 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40 払出区分、41 払出年月日、42 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	奈良県警察本部警務部県民サービス課
	所在地	奈良市登大路町80番地
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	奈良県警察本部警務部県民サービス課 奈良市登大路町80番地	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		